



様式第1号（第3条関係）

令和8年7月3日

舞鶴市長、舞鶴市議会議長 様

住 所 京都府舞鶴市喜多1105-40

(株)DIYSTYLE内事務局

請求者（連絡先）氏 名 市民オンブズマンまいづる
森本 隆、古田徹

電話番号 090-8657-9128

行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	舞鶴市参事・吉田康人氏の任用、採用条件及び鴨田市長の発言根拠に関する次の行政文書。 1 吉田康人氏を舞鶴市参事として任用するに至った経緯が分かる文書 対象文書には、起案文書、伺い文書、決裁文書、任用理由書、選考資料、推薦書、履歴書、職務経歴書、面接記録、協議記録、庁内会議資料、議事録、メモ、メール、任用候補者の選定過程が分かる資料、任用の必要性を説明する資料、任用決定に係る資料及びこれらに添付された資料一式を含む。 2 吉田康人氏の任用形態、職名、職務内容、任期、勤務条件及び採用条件が分かる文書 対象文書には、任用通知書、辞令、雇用契約書、勤務条件通知書、職務内容説明書、職務分掌、任期、勤務日数、勤務時間、出勤形態、兼業・兼職の有無、服務条件、旅費・手当・福利厚生その他待遇が分かる資料及びこれらに添付された資料一式を含む。 3 吉田康人氏の給料、報酬、期末手当、勤勉手当、賞与、ボーナス、退職手当、各種手当その他金銭給付の額及び算定根拠が分かる文書 対象文書には、給与決定に関する起案文書、決裁文書、給与額の算定資料、報酬額の根拠資料、条例・規則・要綱等の適用関係が分かる資料、支給予定額、年間総額、月額、期末・勤勉手当その他賞与相当額、予算措置、支出負担行為、支出命令書、給与支払に関する資料及びこれらに添付された資料一式を含む。 4 吉田康人氏の任用に関して、鴨田市長その他市幹部、担当部署、関係機関、関係者との間で行われた協議、確認、調査、照会、報告、説明に関する文書 対象文書には、庁内協議資料、会議録、打合せ記録、報告書、説明資料、メモ、メール、照会文書、回答文書、電話記録、関係者から提出又は取得した資料及びこれらに添付された資料一式を含む。 5 鴨田市長が、吉田康人氏について「20年以上前に関係を断ち切っており、全く問題ない」旨を述べた根拠となる文書 対象文書には、当該発言に至る前に作成又は取得した調査資料、確認資料、報告書、説明資料、聞き取り記録、本人又は関係者からの申告書・回答書、経歴確認資料、関係断絶の時期及び内容が分かる資料、関係先への照会及び回答、庁内協議資料、危機管理・コンプライアンス上の確認資料、法令・条例・服務上問題がないと判断した根拠資料、当該発言の原稿、想定問答、記者会見資料、議会答弁
-------------------------	---

	資料、広報資料及びこれらに添付された資料一式を含む。 6 吉田康人氏の任用に関して、反社会的勢力、政治団体、宗教団体、特定団体、過去の関係者等との関係の有無について、市が確認、調査、検討又は判断した内容が分かる文書 対象文書には、任用前又は任用後に作成・取得された確認資料、調査資料、申告書、誓約書、回答書、聞き取り記録、庁内協議資料、法的検討資料、リスク評価資料、コンプライアンス確認資料及びこれらに添付された資料一式を含む。 なお、文書名に「吉田康人」「参事」「任用」「採用」「勤務条件」「給与」「報酬」「ボーナス」「期末手当」「勤勉手当」「20年以上前」「関係を断ち切っている」「全く問題ない」等の名称又は文言が付されていない場合であっても、実質的に吉田康人氏の舞鶴市参事への任用、採用条件、給与・報酬、勤務条件又は鴨田市長の当該発言の根拠に関係する文書はすべて対象とする。
開示の方法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☒ 写しの交付（送付希望の有無 ☐有 ☒無）
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	舞鶴市参事は、市政運営に関与する重要な職であり、その任用にあたっては、任用の必要性、選考過程、任用理由、職務内容、勤務条件及び給与・報酬等について、市民に対する十分な説明責任が求められる。 特に、特定の人物を参事として任用するに至った経緯や判断過程が不透明である場合、市民は当該任用が公正かつ適正に行われたのか、また市の人事行政及び公費支出が妥当であるのかを確認することができない。 また、給料、報酬、期末手当、勤勉手当、賞与その他の金銭給付は公費から支出されるものであり、その額、算定根拠、適用された条例・規則等を明らかにすることは、財政支出の透明性及び適正性を確保するうえで公益性が高い。 さらに、鴨田市長が吉田康人氏について「20年以上前に関係を断ち切っており、全く問題ない」旨を述べたのであれば、その発言は市として一定の確認又は判断を行ったうえでなされたものと考えられる。市長の発言根拠となった資料、確認内容、判断過程を明らかにすることは、市民が当該任用の適否及び市の説明の妥当性を検証するために必要である。 よって、吉田康人氏の舞鶴市参事への任用経緯、採用条件、給与・賞与等の待遇及び鴨田市長の発言根拠に関する行政文書を開示することは、人事行政の公正性、公費支出の適正性、行政の説明責任及び市民の知る権利を保障するうえで公益上必要である。
※ 受付年月日	令和 8 年 7 月 3 日
※	総務 部 人事 課

担当部課等	電話番号 66-1066 (内線 1345)
※ 備考	

市民オンブズマンまいづる

森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市長 鴨田 秋津



行政文書部分開示決定通知書

令和8年7月3日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり不開示情報に係る部分を除いて開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	1 吉田康人氏を舞鶴市参事として任用するに至った経緯が分かる文書 2 吉田康人氏の任用形態、職名、職務内容、任期、勤務条件及び採用条件が分かる文書 決裁文書「任期付職員（一般）の採用について」	
開示の日時及び場所	日時	令和 年 月 日 （午前・午後 時 分）
	場所	舞鶴市役所人事課
開示の方法	写しの交付	
開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	(開示しない部分) 「現住所」の部分 「上記以外の日中の連絡先」の部分 「学歴」の一部分 「職歴」の一部分 「資格・免許等」の部分 「刑罰・処分歴」の部分 (根拠規定及び理由) 「現住所」、「上記以外の日中の連絡先」の部分、「学歴」、「職歴」の一部分、「資格・免許等」、「刑罰・処分歴」の部分は、公表していない個人情報であり、舞鶴市情報公開条例第5条第1号に該当するため。	
舞鶴市情報公開条例第10条後段の規定に該当する場合の行政文書の開示をすることができる	年 月 日 ただし、行政文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。	

期日	
担当部課等	総務部人事課 電話番号0773-66-1066(内線1342)
備考	
注意	1 指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課へ連絡してください。 2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

(教示)

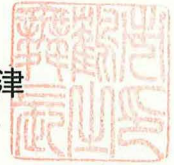
- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号（第4条関係）

舞鶴人第 77 号
令和8年7月17日

市民オンブズマンまいづる
森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市長 鴨田 秋津



行政文書開示決定通知書

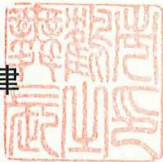
令和8年7月3日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	3 吉田康人氏の給料、報酬、期末手当、勤勉手当、賞与、ボーナス、退職手当、各種手当その他金銭給付の額及び算定根拠が分かる文書 該当例規 ・舞鶴市職員の給与に関する条例 ・管理職手当に関する規則 ・地域手当に関する規則 ・住居手当に関する規則 ・期末手当及び勤勉手当に関する規則 ・舞鶴市職員の退職手当に関する条例 ・舞鶴市特別職職員及び舞鶴市職員に対する退職手当支給規則		
開示の日時及び場所	日 時	年 月 日（午前・午後 時 分）	場 所
開示の方法	写しの交付		
担当部課等	総務部人事課 電話番号0773-66-1066(内線1342)		
備 考	条例及び規則につきましては、「舞鶴市例規集(https://www.city.maizuru.kyoto.jp/html/reiki_int/reiki_menu.html)」で公開しています。		

- (注) 1 指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

市民オンブズマンまいづる
森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市長 鴨田 秋津



行政文書不開示決定通知書

令和8年7月3日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第2項の規定（行政文書の存否を明らかにしない決定及び行政文書不存在の決定を除く。）により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

行政文書の件名	5 鴨田市長が、吉田康人氏について「20年以上前に関係を断ち切っており、全く問題ない」旨を述べた根拠となる文書 6 吉田康人氏の任用に関して、反社会的勢力、政治団体、宗教団体、特定団体、過去の関係者等との関係の有無について、市が確認、調査、検討又は判断した内容が分かる文書
開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	舞鶴市情報公開条例第5条第1号及び第5条第5号エに該当し、その理由は「個人に関する情報」であり、「人事管理上の情報」であるため。
舞鶴市情報公開条例第10条後段の規定に該当する場合の行政文書の開示をすることができる期日	年 月 日 ただし、行政文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。
担当部課等	総務部人事課 電話番号 0773-66-1066（内線1342）
備考	

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として（訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対

する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（注）

（注）

（注）

（注）

（注）

（注）

（注）

（注）

（注）	（注）
（注）	（注）
（注）	（注）
（注）	（注）

（注）

（注）

市民オンブズマンまいづる
森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市長 鴨田 秋津



行政文書不存在決定通知書

令和8年7月3日付けの行政文書の開示請求について、行政文書が存在しませんでしたので、舞鶴市情報公開条例第9条第2項の規定により、通知します。

行政文書の件名又は内容	4 吉田康人氏の任用に関して、鴨田市長その他市幹部、担当部署、関係機関、関係者との間で行われた協議、確認、調査、照会、報告、説明に関する文書
不存在の理由	当該行政文書は、作成しておらず存在しないため。
担当部課等	総務部人事課 電話番号0773-66-1066(内線1342)
備考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

市民オンブズマンまいづる
森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市議会
議長 肝付 隆治



行政文書不存在決定通知書

令和8年7月3日付けの行政文書の開示請求について、行政文書が存在しませんでしたので、舞鶴市情報公開条例第9条第2項の規定により、通知します。

行政文書の件名又は内容	舞鶴市参事・吉田康人氏の任用、採用条件及び鴨田市長の発言根拠に関する次の行政文書。 1. 吉田康人氏を舞鶴市参事として任用するに至った経緯が分かる文書 対象文書には、起案文書、伺い文書、決裁文書、任用理由書、選考資料、推薦書、履歴書、職務経歴書、面接記録、協議記録、庁内会議資料、議事録、メモ、メール、任用候補者の選定過程が分かる資料、任用の必要性を説明する資料、任用決定に係る資料及びこれらに添付された資料一式を含む。 2. 吉田康人氏の任用形態、職名 職務内容、任期、勤務条件及び採用条件が分かる文書 対象文書には、任用通知書、辞令、雇用契約書、勤務条件通知書、職務内容説明書、職務分掌、任期、勤務日数、勤務時間、出勤形態、兼業・兼職の有無、服務条件、旅費・手当・福利厚生その他待遇が分かる資料及びこれらに添付された資料一式を含む。 3. 吉田康人氏の給料、報酬、期末手当、勤勉手当、賞与、ボーナス、退職手当、各種手当その他金銭給付の額及び算定根拠が分かる文書 対象文書には、給与決定に関する起案文書、決裁文書、給与額の算定資料、報酬額の根拠資料、条例・規則・要綱等の適用関係が分かる資料、支給予定額、年間総額、月額、期末・勤勉手当その他賞与相当額、予算措置、支出負担行為、支出命令書、給与支払に関する資料及びこれらに添付された資料一式を含む。 4. 吉田康人氏の任用に関して、鴨田市長その他市幹部、担当部署、関係機関、関係者との間で行われた協議、確認、調査、照会、報告、説明に関する文書 対象文書には、庁内協議資料、会議録、打合せ記録、報告書、説明資料、メモ、メール、照会文書、回答文書、電話記録、関係者から提出又は取得した資料及びこれらに添付された
-------------	---

	資料一式を含む。 5. 鴨田市長が、吉田康人氏について「20年以上前に関係を断ち切っており、全く問題ない」旨を述べた根拠となる文書対象文書には、当該発言に至る前に作成又は取得した調査資料、確認資料、報告書、説明資料、聞き取り記録、本人又は関係者からの申告書・回答書、経歴確認資料、関係断絶の時期及び内容が分かる資料、関係先への照会及び回答、庁内協議資料、危機管理・コンプライアンス上の確認資料、法令・条例・服務上問題がないと判断した根拠資料、当該発言の原稿、想定問答、記者会見資料、議会答弁資料、広報資料及びこれらに添付された資料一式を含む。 6. 吉田康人氏の任用に関して、反社会的勢力、政治団体、宗教団体、特定団体、過去の関係者等との関係の有無について、市が確認、調査、検討又は判断した内容が分かる文書対象文書には、任用前又は任用後に作成・取得された確認資料、調査資料、申告書、誓約書、回答書、聞き取り記録、庁内協議資料、法的検討資料、リスク評価資料、コンプライアンス確認資料及びこれらに添付された資料一式を含む。 なお、文書名に「吉田康人」「参事」「任用」「採用」「勤務条件」「給与」「報酬」「ボーナス」「期末手当」「勤勉手当」「20 年以上前」「関係を断ち切っている」「全く問題ない」等の名称又は文言が付されていない場合であっても、実質的に吉田康人氏の舞鶴市参事への任用、採用条件、給与・報酬、勤務条件又は鴨田市長の当該発言の根拠に関係する文書はすべて対象とする。
不存在の理由	舞鶴市議会では、当該事案に係る行政文書を作成していないため
担当部課等	議会事務局 総務課 電話番号 0773-66-1060 (内線1412)
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。